

二 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し
三 外国人国際第一種貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類（貨物の保管体制を必要とする場合にあつては、保管施設の面積、構造及び附属設備を記載した書類を含む。）
四 利用運送約款
五 法人にあつては、次に掲げる書類
イ 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずるもの
ロ 最近の事業年度における貸借対照表
六 個人にあつては、財産に関する調書
七 法第三十八条第一項第一号から第五号までのいずれにも該当しない旨を証する書類（登録簿）

第三十一条 外国人国際第一種貨物海上利用運送事業者登録簿及び外国人国際第一種貨物航空利用運送事業者登録簿は、それぞれ第二号様式及び第三号様式によるものとする。
（登録を拒否することが適切であると認められる事由）

第三十二条 法第三十八条第一項第六号の国土交通省令で定める事由は、外国人国際第一種貨物利用運送事業者の所屬国（外国人国際第一種貨物利用運送事業者が個人である場合にあつてはその者が国籍を有する国をいい、外国人国際第一種貨物利用運送事業者が法人その他の団体である場合にあつてはその株式等の所有その他の方法によりその経営する事業を実質的に支配する者が国籍を有する国又は当該支配する者の本店その他の主たる事務所が所在する国をいう。以下同じ。）における法令等の内容が当該国と本邦との間における国際貨物運送に関し貨物利用運送事業者の公正な事業活動を阻害するものであることその他国際貨物運送に係る貨物利用運送事業の分野における公正な事業活動の確保を図るために登録を拒否することが適切であると認められる事由とする。
（変更登録の申請）

第三十三条 法第三十九条第一項の規定により外国人国際第一種貨物利用運送事業の変更登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更登録申請書を提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 登録番号
三 変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）
四 変更を必要とする理由

2 前項の申請書には、第三十条第二項に掲げる書類のうち変更登録に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。
（軽微な変更）

第三十四条 法第三十九条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、第三十条第一項第二号ロに掲げる事項に係る変更とする。

（登録事項の変更の届出）

第三十五条 法第三十九条第三項の規定により登録事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録事項変更届出書を提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 登録番号

三 変更した事項（新旧の対照を明示すること。）
四 変更の実施の日
五 変更を必要とした理由

2 前項の届出書には、第三十条第二項に掲げる書類のうち登録事項の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。
（事業の廃止の届出）

第三十六条 法第四十一条の規定により外国人国際第一種貨物利用運送事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業の廃止届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに登録番号
二 廃止した第一種貨物利用運送事業の内容
三 廃止の日
四 廃止を必要とした理由
（事業の停止等の処分をする必要があると認められる事由）

第三十七条 法第四十二条第六号の国土交通省令で定める事由は、外国人国際第一種貨物利用運送事業者がその名義を他人に国際貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業のため利用させたことその他公共の利益のため同項の規定に基づく処分をする必要があると認められる事由とする。
（附帯業務に係る輸送の安全確保）

第三十八条 法第四十四条第二項（法第四十九条の三において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める輸送の安全を確保するために必要な措置は、次のとおりとする。
一 貨物の荷造り等の際における荷崩れを防止するための措置
二 貨物の荷造り等の際における貨物の取扱ひに関する従業員に対する適切な指導及び関係事業者に対する周知又は指導
三 危険物その他の取扱ひに注意を要する貨物について貨物の荷造り等を行う際における当該貨物の性質に応じた適切な取扱ひ

第五十条の二第二項中「外国人国際利用運送事業者」を「外国人国際第一種貨物利用運送事業者」に、関し利用運送事業者」を「関し第一種貨物利用運送事業者」に、利用運送事業の」を「第一種貨物利用運送事業の」に改め、同条第二項中「外国人国際運送取次事業者」を「外国人国際第二種貨物利用運送事業者」に、関し運送取次事業者」を「関し第二種貨物利用運送事業者」に、運送取次事業の」を「第二種貨物利用運送事業の」に改め、同条を第四十四条とする。
第五十一条の見出し中「貨物運送取扱事業」を「貨物利用運送事業」に改め、同条中「第五十二条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、同条を第四十五条とする。
第五十二条及び第五十三条を削り、第五十四条を第四十六条とし、同条の次に次の一条を加える。
（権限の委任）

第四十七条 法に規定する国土交通大臣の権限で次の表上欄に掲げるもののうち、下欄に掲げるものに係るものは、地方運輸局長に委任する。

一	二
法第三条第一項の規定による登録及び法第五条第二項又は法第六条第二項の規定による通知	船舶運航事業者の行う本邦内の各地間における貨物の運送（以下「内航運送」という。）又は貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送（以下「貨物自動車運送」という。）
法第七条第一項の規定による変更登録及び法第七条第二項において準用する法第五条第二項又は法第六条第二項の規定による通知（利用運送機関の変更及び当該変更に伴う変更に関するものを除く。）	内航運送又は貨物自動車運送
法第七条第一項の規定による変更登録及び法第七条第二項において準用する法第五条第二項又は法第六条第二項の規定による通知（利用運送機関の変更及び当該変更に伴う変更に関するものを除く。）	内航運送、鉄道運送事業者の行う貨物の運送（以下「鉄道運送」という。）又は貨物自動車運送
法第七条第三項の規定による届出の受理	内航運送、鉄道運送又は貨物自動車運送

一	法第三条第一項の規定による登録及び法第五条第二項又は法第六条第二項の規定による通知	船舶運航事業者の行う本邦内の各地間における貨物の運送（以下「内航運送」という。）又は貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送（以下「貨物自動車運送」という。）
二	法第七条第一項の規定による変更登録及び法第七条第二項において準用する法第五条第二項又は法第六条第二項の規定による通知（利用運送機関の変更及び当該変更に伴う変更に関するものを除く。）	内航運送又は貨物自動車運送
三	法第七条第一項の規定による変更登録及び法第七条第二項において準用する法第五条第二項又は法第六条第二項の規定による通知（利用運送機関の変更及び当該変更に伴う変更に関するものを除く。）	内航運送、鉄道運送事業者の行う貨物の運送（以下「鉄道運送」という。）又は貨物自動車運送
四	法第七条第三項の規定による届出の受理	内航運送、鉄道運送又は貨物自動車運送